

# 神戸市オンライン型海外商談運營業務

## 仕様書

神戸市経済観光局経済政策課  
(神戸市海外ビジネスセンター)

## 1 目的・概要

### (1) 目的

神戸市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、海外への渡航制限があるなか、成長著しいASEAN市場への販路開拓を希望する地元企業を支援するため、ASEAN現地企業とのオンライン型海外商談を開催する。

### (2) 概要

①対象国：受託事業者が企画提案書において提案するASEAN※の2あるいは3ヶ国

※ASEANの内、インドネシア共和国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国の6ヶ国中から提案すること

②商談期間：契約締結日から令和4年1月31日を目途に随時実施

③商談方法：オンライン方式

④商談実施件数：参加企業1社につき、現地企業5社程度（各国ごとではなく、延べ数）

⑤参加企業数：15社（予定）

⑥対象者：原則として、神戸市内に本社又は主たる事業所がある企業

⑦商談時間：1商談につき、1時間程度

## 2 委託業務概要

(1) 参加企業へのヒアリング

(2) 現地企業のリストアップ及び事前マッチング

(3) オンライン商談のセッティング

(4) オンライン商談の実施

(5) 商談後のフォローアップ

## 3 対象国の提案、参加企業・現地企業の募集、マッチングの実施等について

### (1) 対象国の提案

受託事業者が企画提案書において提案するASEAN※の2あるいは3ヶ国

※ASEANの内、インドネシア共和国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国の6ヶ国の中から提案すること。

### (2) 参加企業の募集

本事業に参加する企業は、神戸市が15社程度募集するため、受託事業者の業務は発生しないが、情報提供など可能な範囲で協力は行うこと。

また、参加企業数が15社を超えた場合の対応を明示すること（対応可能社数、1社あたりの追加経費等）

### (3) 参加企業へのヒアリングの実施

参加企業へのヒアリングは、市内・市外問わず綿密に行うこととし、必要に応じて業務を追加すること。必要により、神戸市職員が同席する。また、ヒアリングシート（ヒアリング項目）を企画提案書に提示すること。

### (4) 現地企業のリストアップ

①応募事業者の持つ現地企業情報、企業情報の集積、依頼先、協力団体・機関等を活用して、どのよ

うに参加企業のニーズにマッチする現地企業を募集するかを、企画提案書に記載すること。

②参加企業から個別にリクエストがあった場合の現地企業とのコンタクト方法やマッチング方法を提案すること。

#### (5) 参加企業と現地企業のマッチング

受託事業者は、参加企業と現地企業のニーズを踏まえてマッチングするものとし、その手順について、詳細に提案すること。また、どのような業種やニーズ（商品・サービス・部材の販売・購入、業務提携、製造委託等）に関するビジネスマッチングに対応できるか明示すること。

#### (6) 通訳

①各商談には、ビジネスレベルの通訳をつけること。

②通訳に対して、担当する双方の企業情報を商談前に提供するとともに、オンラインで参加企業と通訳の事前打ち合わせを実施すること。

### 4 参加企業と現地企業へのアンケートについて

(1) 受託事業者は、商談後、参加企業と現地企業へアンケート調査を実施すること。

(2) 受託事業者は、アンケート作成前にアンケートの質問項目を神戸市に示し、承認を得ること。このとき、神戸市から質問項目の追加、変更等の要請があった場合は、これに応じること。

(3) 受託事業者は、アンケート結果について集計を行ったうえ、報告書に記載すること。

### 5 アフターフォローの実施

受託事業者は、各商談から概ね1ヵ月後、参加企業と現地企業へのアフターフォローを行い、その時点の交渉経過等を把握し、1ヵ月に1回以上神戸市へ報告すること。また、商談の成果・実績を報告書にて提出すること。

### 6 その他

(1) 応募事業者は、下記の内容を含む業務スケジュールを、企画提案書に記載すること

① 本事業の参加企業の応募締切

② ア) 参加企業への商談前ヒアリング期間

イ) 商談候補先となる現地企業のリストアップと参加企業との打ち合わせ期間

ウ) オンライン商談期間（令和4年1月31日を目途に、参加企業1社に対して、現地企業5社程度のオンライン商談を完了すること）

エ) 商談後のフォローアップ期間（令和4年2月28日を目途に完了すること）

③ 報告書の提出時期（令和4年3月20日迄に提出すること）

(2) 受託事業者は、原則、1ヵ月に1回以上、神戸市へ進捗報告すること。

また、上記6(1)③の報告書は、下記の内容を含むこと。

① 参加企業、現地企業の企業概要

② 参加企業、現地企業との商談日時、出席者、商談内容

③ 参加企業、現地企業へのアンケート結果・分析

④ 参加企業へのアフターフォローにより把握できた、商談の成果・実績の調査結果・分析

## 7 実施体制

受託事業者は、本業務を正確かつ確実に実施するため、実施責任者及び実施担当者を配置することとし、実施責任者は、業務の進捗に応じて定期的に神戸市に対して報告、調整を行うこと。なお、実施責任者と実施担当者は同一でも構わない。

下記について、具体的な人数等の実施体制を、企画提案書に記載すること。

### (1) 実施準備体制

日本側と相手国側の体制（人数）を明示すること

また、日本側と相手国側の関係（現地法人・業務提携等）を明示すること

### (2) 国内のバックアップ体制

担当者が欠けた場合等、どのような体制で業務遂行するか明示すること

### (3) 現地の協力企業・協力機関等

現地の協力企業・協力機関がある場合に明示すること

## 8 その他注意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症等の拡大による社会活動停止等何らかの事由により、当該事業の内容について見直しが必要となった場合、受託事業者は当初提案金額の範囲内で、当該事業を実施した場合と同等の効果が期待できる代替案を提案の上、神戸市と協議を行うものとする。
- (2) 受託事業者は、受託業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) この業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权などの諸権利は神戸市に帰属する。
- (4) 受託事業者は、本事業の実施において疑義が生じた場合は、神戸市の担当者と協議し、その指示に従う。
- (5) 契約の締結にあたり、神戸市は、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (6) 受託事業者は、本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (7) 受託事業者は、業務遂行にあたり個人情報を取り扱う際は、「神戸市セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。